

# 高知くらしの護身術

268

## 健康食品の勧誘

### 効果 過度の期待禁物

(2012年12月4日掲載原稿)

皆さんは、健康食品にどのようなイメージをお持ちですか。

「健康に対して何らかの効果がある」「病気の治療や予防に役立つ」などと思われることの多い健康食品ですが、「健康食品」という言葉に、法律上の明確な定義はありません。健康食品は医薬品ではないため、「脂肪燃焼」「アレルギー体質の改善」「コレステロールや中性脂肪、血糖値、血圧の正常化」「がんや動脈硬化に効果あり」などの治療効果を表示した広告やセールストークは法律で禁止されています。

健康に役立つ成分を含んでいるものであっても、大量に、または長期的に使用していると副作用などの影響が出ることも懸念されます。

また、高価な健康食品ほど期待する効果が得られると思われがちですが、実際にそうとは限りません。立派なのは外装だけで、中身は極めて粗悪なものもあります。健康食品で病気の治癒効果は期待できません。あくまで補助的な利用として考えましょう。また、健康食品と医薬品の併用は注意が必要です。病気の方が利用する際には必ず医療機関に相談しましょう。

最近、健康食品の電話勧誘で「注文した覚えがないのに、支払を強引に迫られた」「断ったにもかかわらず、商品が送られてきた」といった相談が多数寄せられています。

注文した覚えがなければ商品を送りつけられても、代金支払の義務はなく、受け取る必要もありません。勧誘されても、必要がなければはっきりと断りましょう。業者名や連絡先を確認しておくことも大切です。

もし、契約してしまっても、電話勧誘の場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフ（無条件で契約を解除すること）ができます。